

令和2年1月10日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について
【令和元年度第1～3四半期】

平成31年4月から令和元年12月までの算出期間（令和元年度第1～3四半期）における、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（5）の規定により算出した見込みの標準的販売価格及び同規定により算出した見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、2月上旬に公表する予定です。

記

算出期間	平成31年4月から令和元年12月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	37,595円/頭 (①)
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	33,972円/頭 (②)
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価 (参考)	— (①>②のため概算払なし)

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課
担当：須藤、奈良
電話：03-3583-1150

概算払

肉豚経営安定交付金(概算払)算定基礎 【令和元年度第1～3四半期】

(単位：円/頭)

見込みの標準的販売価格	(A)	37,595
見込みの標準的生産費	(B)	33,972
差額	(C) = (A) - (B)	3,623
見込みの交付金単価(参考)	(A) > (B)	概算払なし

注：消費税抜きで算定しています。

(単位：円/頭)

区 分		令和元年度第1～3四半期 (平成31年4月～令和元年12月)
見込みの標準的販売価格	(A) = ① + ②	37,595
主産物価格	① = a × b	36,777
平均枝肉価格(円/kg)	a	482
平均枝肉重量(kg)	b	76.3
副産物価額	②	818
見込みの標準的生産費	(B) = ③ + ⑦	33,972
飼料費、労務費その他の費用	③ = ④ + ⑤ + ⑥	31,831
飼料費	④	19,834
流通飼料費		19,832
麦類		19
とうもろこし		68
配合飼料		17,850
脱脂乳・人工乳		1,313
その他		582
牧草・放牧・採草費		2
その他の費用	⑤	7,732
敷料費		100
光熱水料及び動力費		1,618
その他の諸材料費		50
獣医師料及び医薬品費		1,959
賃貸料及び料金		267
建物費		1,318
自動車費		240
農機具費		781
物件税及び公課諸負担		160
生産管理費		130
種付料		132
もと畜費		29
繁殖めす豚費		751
種おす豚費		117
支払利子		69
支払地代		11
労務費	⑥	4,265
家族		3,423
と畜に係る経費	⑦	2,141
参考 自己資本利子		588
自作地地代		91

(参考) 肉豚経営安定交付金(概算払)の算出方法について

1 標準的販売価格(主産物価格と副産物価額の合計)

(1) 主産物価格

農林水産省から取引価格が公表されている 25 市場において格付された豚枝肉(品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。)の平均枝肉価格(円/kg)に平均枝肉重量を乗じて得た額とします。なお、品質が著しく劣るものとして格付されたものには、公益社団法人日本食肉格付協会により「等外」として格付されたものが該当します。

※四半期の最終月分については、農林水産省の統計資料が公表前のため、日々の市況情報等から推計します。

(2) 副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費」の「副産物価額(事故畜、販売された子豚、繁殖雌豚、種雄豚及びきゅう肥)」の額(内臓・原皮代は含まない。)とします。

2 標準的生産費(飼料費、労務費その他の費用、と畜に係る経費の合計)

(1) 飼料費、労務費その他の費用

農林水産省の「肥育豚生産費」の「費用合計(物財費(飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等)及び労働費)」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省の「農業物価指数」の調査対象となっている費目については、肥育期間(7か月)の価格に物価修正します。

※四半期の最終月分については、農業物価指数が公表前のため、前月の値を使用します。

(2) と畜に係る経費

25 市場のと畜に係る経費(と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料(1日分相当)及び格付料)を各市場における並以上の取引成立頭数で加重平均して得た額とします。

※四半期の最終月分については、取引頭数に係る農林水産省の統計資料が公表前のため、前月までの総取引頭数により加重平均します。

3 消費税及び地方消費税の取扱い

標準的販売価格及び標準的生産費の計算に当たって消費税及び地方消費税が含まれている項目については、その消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。